現要綱	改正後	備考
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この要綱は、さいたま市 PTA 協議会(以下「本会」と	第1条 この要綱は、さいたま市 PTA 協議会(以下「本会」と	
いう。)の構成するさいたま市内各行政区毎の連合会(以下「区	いう。)の構成するさいたま市内各行政区毎の連合会(以下「区	
P 連」という。) に対して、本会の基本方針に基づきその推進を	P 連」という。) に対して、本会の基本方針に基づきその推進を	
目指す活動に対して予算の範囲内において、補助金を交付するこ	目指す活動に対して、保険口座予算の範囲内において、補助金を	予算の明確化
ととする。	交付することとする。	
(補助金の額)	(補助金の額)	
第4条 補助金の額は、第2条第1項各号に掲げる事業に要する	第4条 補助金の額は、第2条第1項各号に掲げる事業に要する	
経費で理事会が定める額とする。	経費で1事業あたり100,000円を上限とする。	上限の増額および明確化
		工队37日联9 8 0 71曜日
(補助金の交付申請)	(補助金の交付申請)	
第5条 補助金の交付を受けようとする区P連は、さいたま市P	第5条 補助金の交付を受けようとする区P連は、さいたま市P	
TA協議会子どもの顔が見える事業補助金交付申請書	TA協議会子どもの顔が見える事業補助金交付申請書	
(様式第1号) に次に掲げる書類を添えて、理事会に申請	(様式第1号) に次に掲げる書類を添えて、原則として前	申請時期の明確化
しなければならない。	年度 3 月の理事会に申請しなければならない。ただし、	当該年度の申請を可能と
	理事会が認める場合は、当該年度に申請することができ	した
	る。なお、各区 P 連の補助金の交付申請は 2 事業までと	補助金の交付申請件数の
	<u>する。</u>	明確化
(1)事業計画書	(1)事業計画書	
(2) 収入支出予算書	(2) 収入支出予算書	
(3)会則、規約又はそれに代わるもの	(3)会則、規約又はそれに代わるもの	
(4)役員名簿、実行委員会名簿又はそれに代わるもの	(4)役員名簿、実行委員会名簿又はそれに代わるもの	
(5)前4号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める書	(5)前4号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める書	
類	類	
	2 理事会は、申請団体の行う事業の目的及び内容により必要が	
ないと認めるときは、前項に掲げる書類の一部を省略することが		
できる。	できる。	